

居與一左衛門討死の事あるにより、永祿八年以後に  
あるを知り得べきも、亦何れの年に係るやを知らず。  
四月十八日能美郡寺井口の鬪争も、亦該當の事實を  
發見する能はず。

永祿八年 乙丑 紀元二二二五

二月廿八日。上杉輝虎、下野小山高朝に、自ら  
朝倉義景を援けん爲加賀に出馬を約せしも、關  
東に事あるを以て意を翻したることを報す。

【歷代古案】 一四六六

急度以兩使申届候。連々可有其聞候。越前國累代申合  
以筋目、去年押懸當方へ證人被越候。至賀州之中朝倉左  
衛門出張、既輝虎手前明日与被相待候。相談首尾無據  
之間、雪中与云、其國寒風之時分与云、其内相構手透、今  
月上旬向賀州進發之儀定之處、及度々近日武・上備大  
切之様告來之間、年月功動非可相捨候條、抛萬事越山  
相極候。今日廿四出馬候。今般之儀者、早速越山以前既橋

之地へ有御着、調儀被相定、大途本意此一事候。號間之  
宿陣御着陣遅々候間、御忠信不可有其曲候。委細山岸  
隼人佐・草間出羽守可有口上候。恐々謹言。  
(附記本祿八  
二月廿八日  
高朝)

小山下野守殿

輝 虎

(この時輝虎の關東に出陣せしことは詳ならず。)

三月十一日。能登守護畠山氏の奉行人佐脇綱盛、  
鳳至郡諸橋に法令を頒つ。

【諸橋村文書】 鳳至郡

一四六七

(前 缺)

一、うへさ

一、ねんぐ等之事。

一、よろづやくの事。

一、あみの事。

一、申つくる事をよさいあくひくせん等までいたすべ  
き事。  
(如在) (被旨)

右此むねをそむくともがらにおいてハ、かたぐさいく?

にえよすべき者也。仍執達如件。

永祿八年

三月十一日 綱 盛 在判

(綱盛は佐脇美濃守にして、永祿六年五月廿一日の  
條に見えたる四郎左衛門長隆と同人なるべし。又案  
するに、畠山氏は永祿八九年の交、義綱その父徳祐  
義と共に國を逐はれて、義隆後を襲げり。故にこの  
法令を出し、者の義綱なりや將義隆なりやは、未だ  
俄かに斷すべからず。)

六月十六日。越前の朝倉景連等、上杉輝虎の臣  
直江景綱に、來月を期して輝虎の加賀に出陣せ  
んことを求む。

【上杉家文書】 一四六八

就京都之儀自是可申之處、去十四日之御狀令披閱候。  
去月十九日號三好左京大夫、松永右衛門佐訴訟、公方様  
御門外迄致祇候、人數御殿に依打入、直ニ度々御手を下  
され、數多被爲討捨、無比類雖御働候、御無人之條不

及御了簡、被召御腹、由候。誠恣之仕立前代未聞、無是非  
次第限沙汰ニ候。鹿苑院殿様も於路次御生涯候。慶壽院  
殿様於殿中御自害候。其外諸侯之面々卅人計、女房衆も  
少々被相果旨候。(覺院、足利義昭) 一乘院殿様無御別儀南都ニ御座之由  
候。先以可然御儀と申事ニ候。定而可爲御同意候。京都  
様躰其後無異儀旨候。時合方々注進、從此方差登飛脚  
等申之趣、乍同前少相替様ニ候。從林平右具被申下由  
候間、注之進入不申候。然而彼國之儀、先日御報ニ委  
曲如申入候。來月益前後御出張肝用存候。又遅々候てハ  
不可有曲候。京都如此之時者、覺旁尙以被相急度事候  
歟。委細御使僧に令申候間、不能再三候。恐々謹言。  
(朝倉玄蕃九)

朝 玄

(永祿八年  
六月十六日

景 連 在判

(山崎新左衛門尉)

山 新 在判

吉 家 在判

(直江大和守景綱)

直 和 參御返報